作成日　令和6年12月25日

令和 7 年度　施行

めむろステーションギャラリー清掃警備委託

（商工労政課商業振興係）

公示用

めむろステーションギャラリー清掃警備委託

項　目	単 価	数 量	単 位	金 額	備 考
【清掃】					
床清掃		1,872	㎡		
ガラス掃除		220	㎡		
ごみ処理費		365	日		
【警備】					
警備		365	日		
小　　計					
再　　計					
消　費　税　10　%					
合　　計					

めむろステーションギャラリー清掃作業仕様書

《清掃場所》

芽室町本通１丁目１番地９　「めむろステーションギャラリー」

《清掃従事者》

清掃の完遂出来る人員を常駐させること。

《勤務時間》

勤務時間は原則として午前７時から午後３時とする。（年中無休）

《清掃面積》

中央風除室	１２．１㎡
ギャラリーホール	９９．３㎡
通路部分	８．０㎡
トイレ部分	３１．０㎡
東側風除室	５．６㎡
合　　計	１５６．０㎡

《清掃作業内容》

１　室内清掃　　１日に１回

イ　床は拭き掃除を行い、汚れに応じて掃き掃除をし、必要に応じてワックスを塗布すること。

ロ　壁及び窓わく等は手の届く範囲でじんあいを払い､必要部分は乾拭きをすること。

ハ　くず入れ及び灰皿の内容物は除去し、灰皿は水洗いすること。ただし、発生ゴミについては分別してから指定された場所に一時保管し、その後、責任を持って適正に処理すること。

ニ　各出入口の戸については、硝子・把手は乾拭きして磨き出し、それ以外の部分は状況に応じて、乾拭き又は水拭きすること。

ホ　玄関マットは常に泥を取り除くとともに、冬季においてはマットの目に雪がつまったり凍結しないよう、玄関周囲の環境にも十分注意すること。

ヘ　風雪の日及び雨天の日は特に留意し、状況に応じて各出入り口の清掃及び除雪に配慮すること。

ト　その他、必要に応じて随時巡回すること。

２　便所清掃　　１日に１回

イ　床は掃き掃除のうえ、水拭きすること。

ロ　腰タイル、窓わく、立体物はじんあいを除却し、汚れを拭きとること。

ハ　便器、手洗器は洗剤、薬品等により洗浄し、汚染のない状態にすること。

ニ　鏡、ドア把手は乾拭きし磨きあげること。
ホ　くず入れの内容物は除去すること。
ヘ　汚物入れは内容物を所定の場所に捨て、容器の内外を丁寧に水洗いし、消毒してもとの場所に返還しておくこと。
ト　トイレットペーパーの補充をこまめに行うこと。

３　特別清掃
大　洗　　１月に１回
イ　磁器タイルの床は掃き掃除のうえ洗剤を散布し、デッキブラシ等により洗浄のうえ、滞水しないよう吸水作業をして仕上げること。
ロ　壁、巾木、腰タイル等の汚れのはなはだしい箇所は、洗剤を用いて汚れを落とすこと。
ハ　ドア把手等の金属部は乾拭きし磨きあげること。

４　ガラス清掃　年に４回
洗剤を用いて汚れを落とし、乾拭きし磨きあげること。

５　資　材
（１）床面はリンレイワックスまたは同等品以上のものを使用すること。
（２）床面の洗浄にはフロアークリーナーを使用すること。
（３）トイレットペーパーは発注者の負担とする。

６　一般事項
作業に際しては本仕様書に定める事項のほか、定めの無い事項については発注者の指示に従い確実に実施することとし、快適な環境の保持に努めるものとする。また、従業員は一定の服装、その他身分を明確に表示すること。

７　光熱水料
清掃作業に必要な光熱水料は発注者の負担とする。

《緊急連絡先》
芽室町役場　商工労政課 商業振興係（６６－５９６４）

めむろステーションギャラリー警備業務指示書

１．警備場所
　芽室町本通１丁目１番地９「めむろステーションギャラリー」

２．警備従事者
　健康で巡回警備業務を完遂できる者。

３．警備の任務
　警備員は職務を自覚し、善良なる管理者の注意をもって、「めむろステーションギャラリー」の建物及びその周辺の平穏を維持する。また、必要な監視及び火災・盗難の予防・その他の事故に対し、臨機応変の処置を行うものとし、併せて、担当職員への通報連絡にあたるものとする。

４．業務内容
（１）点検及び挙動不審者の有無の確認
（２）火気の点検
（３）その他、警備及び事務取扱に必要と認められる事項
（４）巡回日、時間及び回数

巡回日	時間	回数
年中無休	①１９：００　②２１：００　③２３：００	３回

５．巡回経路
　別紙巡回経路図のとおり（巡回時計確認キー１か所）。

６．身分証明書等の携帯
　警備員は常に制服を着用し身分証明書を携帯すること。

７．緊急時の措置
　警備中に異常または事故を発見した時は、迅速かつ適切な処理をとり速やかに担当職員に報告し、指示を受けること。

８．警備員の資格
　警備員は、法定講習の終了資格者とする。

９．警備日誌（業務報告書）
　警備日誌は毎日記載し、１か月分をまとめて翌月１５日までに担当職員に提出し点検を受けること。

≪緊急連絡先≫
　　芽室町役場　商工労政課商業振興係（６６－５９６４）
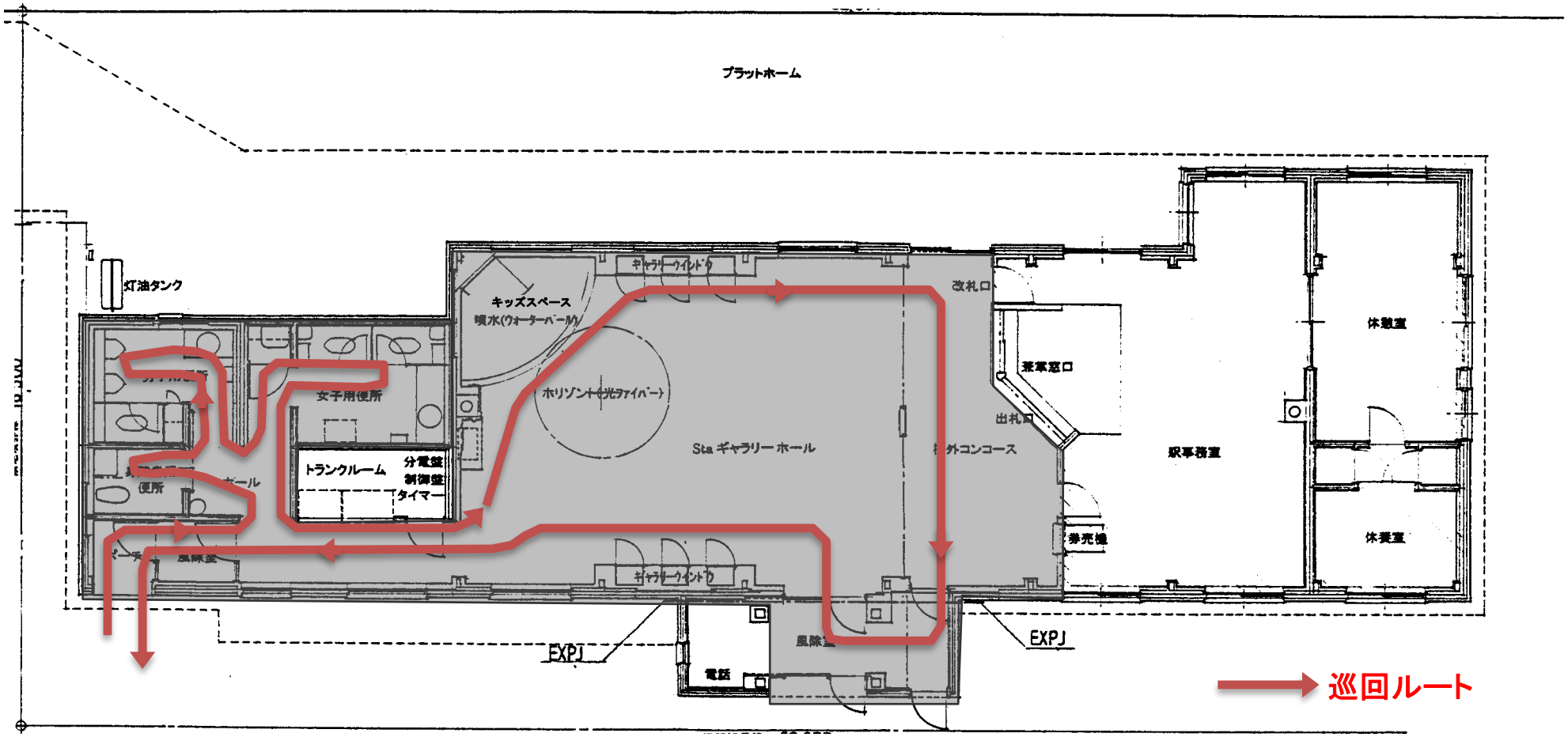
めむろステーションギャラリー巡回経路図